

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南部町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

鳥取県南部町長

公表日

令和8年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1)</p> <p>(*1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務</p> <p>②新型インフルエンザ等が発生した際の予防接種の実施に関する事務</p> <p>③予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>・本市区町村は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリにおいてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。</p> <p>・本市区町村は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア 4. 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種情報ファイル (2) 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条 第1項及び別表14、126の項 番号法第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の25、27、28、153の項</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の25、26、27、153、154の項 内閣府・総務省令第7号 第12条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康対策課
②所属長の役職名	健康対策課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-46-0108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南部町役場 健康対策課 〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭482番地 TEL:0859-66-5524
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月27日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル	事後	
令和2年4月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条</p>	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条</p>	事後	
令和3年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年4月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条	事後	
令和3年5月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19項、別表第二の第16の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号 別表第二第16の2の項、第17、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号) 第13条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号 別表第二第16の2、第16の3項 内閣府・総務省令第7号 第12条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月21日	4. 個人番号の利用 法令上の根拠 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) <p>■情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項</p> <p>■情報提供の根拠</p> <p>番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3 項</p>	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) <p>■情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項</p> <p>■情報提供の根拠</p> <p>番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3 項</p>	事後	
令和3年8月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	
令和7年6月26日	Ⅱ. 1	令和4年3月11日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月26日	Ⅱ. 2	令和4年3月11日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月27日	I. 5. ①	健康福祉課	健康対策課	事後	
令和7年6月27日	I. 5. ②	健康福祉課長	健康対策課長	事後	
令和7年6月27日	I. 8	健康福祉課	健康対策課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務</p> <p>②新型インフルエンザ等が発生した際の予防接種の実施に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和7年10月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	<p>健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	<p>1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条</p>	事後	
令和7年10月1日	IV. 11 判断の根拠		<p>「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	
令和7年10月1日	評価書番号	15	14	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 ②新型インフルエンザ等が発生した際の予防接種の実施に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>3. 個人番号の利用法</p>	<p>・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 ②新型インフルエンザ等が発生した際の予防接種の実施に関する事務 ③予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>・本市区町村は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリにおいてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が来館しなくても予診票</p>	事前	
令和8年2月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア</p>	<p>1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア 4. 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） （以下、番号法）第9条第1項、別表第一の第10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、内閣府・総務省令第7号） 第13条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）第9条第1項及び別表14、126の項 番号法第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	
令和8年2月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠</p> 番号法第19条8号 別表第二第16の2の項、第17、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、内閣府・総務省令第7号） 第13条	<p>■情報照会の根拠</p> 番号法第19条8号 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の25、27、28、153の項	事前	
		<p>■情報提供の根拠</p> 番号法第19条8号 別表第二第16の2、第16の3	<p>■情報提供の根拠</p> 番号法第19条8号 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の25、26、27、153、154の項 内閣府・総務省令第7号 第12条の2		